

議 第 3 号

医療的ケア児等への支援の充実を求める
意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
財 務 大 臣 あ て
厚 生 労 働 大 臣
こども家庭庁長官
内閣府特命担当大臣（こども政策）

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

人工呼吸器の使用や喀痰吸引等の医療行為が日常的に必要な児童である医療的ケア児は、近年、医療技術の進歩に伴い増加傾向にあり、全国で約2万人に上ると推計されているが、24時間体制で、在宅で医療的ケアを行う家族の精神的・身体的負担は大きく、家族の離職や社会的な孤立も生じやすく、その実情や課題等を正確に把握することが困難とも言われている。

医療的ケア児の家族には、看護師や保育士等が配置された病院等に医療的ケア児を預ける医療型短期入所サービスが提供され、家族が一時的に休息（レスパイト）することができるが、家族の希望に対して全国的に施設が不足しており、長期的な医療的ケアやリハビリテーション等を行う医療型障害児入所施設が極めて少ない地域もあり、受けられるサービスに地域格差が生じている。

医療的ケア児とその家族が住み慣れた地域で希望するサービスを受けられるようにするためには、施設が不足する地域への新たな事業者の参入促進に向けた環境づくりや地域格差の実態を踏まえたきめ細かな対応が求められている。

よって、本県議会は、国会及び政府において、医療的ケア児とその家族が住み慣れた地域で安全・安心に暮らせる社会の実現に向けて支援の充実を図るため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 医療型短期入所事業所や医療型障害児入所施設の新規参入を促すため、施設や医療機器等の初期投資に係る費用や安定的な施設運営に向けた支援の拡充を行うこと。
- 2 専門的な知識や技術を有する看護師や保育士等の人材を確保するため、基本報酬や処遇改善加算の拡充を行うなど、更なる処遇改善を図ること。
- 3 国において、医療的ケア児等の実態や医療的ケアを行う施設に係る全国的な調査や検証を行い、地域間格差の積極的な解消を図ること。